

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	固定資産税等賦課関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

青梅市は、固定資産税等賦課関係事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響をおよぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

青梅市長

## 公表日

令和7年4月24日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税等の賦課事務
②事務の概要	<p>・地方税法および市税条例にもとづき、土地、家屋および償却資産の所有者に対し、固定資産税の賦課業務</p> <p>・都市計画法の規定により指定された市街化区域内に所在する土地および家屋の所有者に対し、都市計画税の賦課業務</p> <p>・土地、家屋にかかる固定資産税および都市計画税の減免軽減の処理業務</p> <p>・償却資産にかかる固定資産税の減免軽減の処理業務</p> <p>・納税義務者等からの申請にもとづき、固定資産税システム等から証明書等を発行する処理業務</p> <p>・課税調査の事務処理業務</p> <p>・納税義務者からの申告、届出および調査等による課税業務</p> <p>【特定個人情報ファイルを取扱う業務】</p> <p>①賦課対象者情報の確認等(地方税法第343条、第355条、第359条)</p> <p>②固定資産(補充)課税台帳、公課証明書、評価証明書、記載事項証明書等の発行</p> <p>③納税義務者に対し、納税通知書、課税明細書、納付書を送付</p> <p>④納税義務者から減免(非課税)申請書等を受領</p> <p>⑤納税義務者に対し、減免(非課税)決定通知書を送付</p>
③システムの名称	固定資産税システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、eLTAXシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の24項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	情報照会の根拠 番号法第19条第8号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 課税課
②所属長の役職名	課税課長
6. 他の評価実施機関	
個人情報保護審査会	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 文書法制課 情報公開文書係 198-8701 青梅市東青梅1-11-1 問合せ先 電話番号 0428-22-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民部 課税課 家屋係 土地係 198-8701 青梅市東青梅1-11-1 問合せ先 電話番号 0428-22-1111
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[ 1万人以上10万人未満 ]</div> <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1,000人未満(任意実施)            2) 1,000人以上1万人未満            3) 1万人以上10万人未満            4) 10万人以上30万人未満            5) 30万人以上         </div> </div>
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[ 500人未満 ]</div> <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 500人以上 2) 500人未満         </div> </div>
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[ 発生なし ]</div> <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 発生あり 2) 発生なし         </div> </div>

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務にかかる横断的なガイドラインに従って、本人からのマイナンバー取得を徹底し、やむを得ず住基ネットで照会する場合には、4情報または住所を含む3情報により行うことを厳守している。上記のほか、特定個人情報の記載がある申請書等の保管や個人番号および本人情報が記載された申請書の廃棄に当たり手作業が介在するが、いずれにおいても複数人で確認を行っており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考え。	

9. 監査	
実施の有無	[ ] 自己点検                      [ <input checked="" type="radio"/> ] 内部監査                      [ ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[      十分に行っている      ]</div> <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れて行っている            2) 十分に行っている            3) 十分に行っていない         </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <span style="float: right;">[ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する</span>	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]</div> </div> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業員に対する教育・啓発</li> </ol>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[      十分である      ]</div> <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている         </div> </div>
判断の根拠	住基ネットで検索できる職員を限定し、使用簿にて管理している。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	②所属長	資産税課長 伊藤 博司	資産税課長 川杉 桂一郎		
平成29年7月27日	②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の27,28項	情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第1項第7号 別表第二 27、28項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 第20条第1項第5号、第21条第1項第5号		
平成30年4月1日	①部署	総務部 資産税課	市民部 資産税課		
平成30年4月1日	連絡先	総務部 資産税課 家屋係 土地係 198-8701 青梅市東青梅1-11-1 問合せ先 電話番号 0428-22-1111	市民部 資産税課 家屋係 土地係 198-8701 青梅市東青梅1-11-1 問合せ先 電話番号 0428-22-1111		
平成30年9月6日	②所属長	資産税課長 川杉 桂一郎	資産税課長		
令和2年1月31日	しきい値判断項目 いつ時点の計数か	平成30年7月1日 時点	令和元年12月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	②法令上の根拠	情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第1項第7号	情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第8号	事後	
令和5年3月22日	4.情報ネットワークシステムによる 情報連携の②法令上根拠	情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第8号 別表第二 27、28項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 第20条第1項第5号、第21条第1項第5号	情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第8号 別表第二 27項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 第20条第11号	事後	
令和5年4月1日	「5.評価実施機関における担 当部署」および「8.特定個人情 報ファイルの取扱いに関する 問合せ」	市民部 資産税課 資産税課長	市民部 課税課 課税課長	事前	組織改正による変更
令和6年11月1日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16項	番号法第9条第1項 別表第一の24項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月1日	4. 情報提供ネットワークシステム…… ②法令上の根拠	情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第8号 別表第二 27項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条第11号	情報照会の根拠 番号法第19条第8号	事後	
令和6年11月1日	1. 対象人物および取扱者数のいつの時点の計数か	令和1年12月1日時点	令和6年11月1日時点	事後	